



第43回会合における構成員からのご質問 (追加質問回答等)

2023年5月25日
事務局

森構成員

- 質問先：Meta Platforms, Inc.
- 質問内容：広告主の認可における認可の基準についてどのような基準で認可していますか。

回答

- 政治広告に関するご質問と理解しお答えします。弊社のポリシーでは、日本を対象とした選挙や政治に関する広告を作成または編集したい広告主は、認証プロセスを経る必要があります、広告主には以下のことが要求されます：
 - 二要素認証の有効化
 - 以下のいずれかを提出し、本人であることを確認すること：
 - ・ 政府発行のID1つまたは政府発行以外のID2つ
 - ・ 下記サイト からダウンロードできる公証書式。
<http://www.facebook.com/id>
 - 提出された身分証明書は、広告主が選挙や政治に関する広告でターゲットにしたい国によって発行されたものでなければなりません。
 - 本人確認資料には、広告主が認可を受けようとしている国の名前が含まれていなければならない、かつ、最新のものでなければならず、有効期限切れのものは不可です。
- これらの広告には、広告のスポンサーが誰であることを示すために「Paid for by」の注意事項を含める必要があります、その後、一般に検索可能な広告ライブラリに7年間アーカイブされます。
- 詳しくは下記サイトを御参考ください
<https://www.facebook.com/business/help/208949576550051?id=288762101909005>

森構成員	<ul style="list-style-type: none">■ 質問先：Meta Platforms, Inc.■ 質問内容：広告ライブラリで広告についてのどのような情報が入手できますか。特に、広告主によるターゲティング設定を見ることはできますか。
-------------	---

回答

- 2022年7月より、選挙または政治に関連するすべての広告について、広告主によるターゲット設定の内容がページレベルでの集計データとともに広告ライブラリに表示されるようになりました。ターゲット設定に関する情報は、広告クリエイティブ、広告料金を支払った広告主、その広告がリーチした人など、広告ライブラリにすでに掲載されている情報に加えて提供されるものです。広告主が行った、所在地、利用者層データ、興味・関心などのターゲット設定の内容が開示されるため、利用者は選挙に対するデジタル広告の影響についてこれまでよりも詳しく知ることができるようになります。
- また、提携大学の研究者で要件を満たす方も、Facebook Open Research and Transparency (FORT)プラットフォームから、プライバシーが保護された環境で広告ごとに同様のデータを閲覧できるようになりました。
- ターゲット設定の透明性に関する情報は、広告ライブラリの[オーディエンス]タブに表示されます。このタブには、過去7日間、30日間、90日間に広告主が指定したターゲット設定条件に基づき特定のページに掲載された選挙または政治に関連する広告の合計数が表示されます。また、以下のカテゴリのターゲット設定の内容に従って配信されたと考えられる、選挙または政治に関連する広告の総消化金額の割合も表示されます。
 - ロケーション
 - 年齢
 - 性別
 - ターゲット設定の詳細
 - 言語
 - カスタムオーディエンス（適用時のみ）
 - 類似オーディエンス（適用時のみ）
- 詳しくは下記サイトを御参考ください。
<https://www.facebook.com/business/help/736091520909332>



森構成員

- 質問先 : Meta Platforms, Inc.
- 質問内容 : 「社会問題、選挙または政治に関連する広告」の一部には「これらの広告は免責情報なしで掲載されました」とありますが、これはどういう意味でしょうか。

回答

- 選挙・政治広告であるとしての表示が必要とのフラグが立ったものの、広告主がそれを適切に記載していなかったため、政治広告としての免責事項（ディスクレイマー）の記載が不足しているとシステムが検知したものは、非承認となり、「これらの広告は免責事項なしで掲載されました」付されて広告ライブラリに保存されます。

山本構成員

- 質問先：Meta Platforms, Inc.
- 質問内容：オーストラリア、ニュージーランドでは行動規範が策定されており、これがバランスのとmis/disinformationへの対応を促しているというお話だったと思うのですが、①行動規範の策定にかかわっているアクター（META以外の参加者）、②行動規範を策定しようとするに至った動機や背景（政府がプロモーターになったのか、など）、③行動規範がどの程度遵守されているのか、を伺えればと思います。

回答

- 1.アオテアロア・ニュージーランド オンラインの安全と被害に関する実践規範（2022年7月）。
この規範は、自主規制の一例であり、執行に責任を負う業界及びその他の非政府の利害関係者によって作成されたものです。
<https://nztech.org.nz/the-code/>
- 2.ディスインフォメーションとミスインフォメーションに関するオーストラリア実践規範（2021年2月）
この規範は、準規制の一例であり、政府の働きかけにより企業が遵守するものですが、明確な政府規制の一部を形成するものではありません。これらの規範はあくまで自主的なものであり、効果がないと判断された場合には、政府が規制に出ることがある余地を残すものです。
<https://digi.org.au/wp-content/uploads/2022/12/Australian-Code-of-Practice-on-Disinformation-and-Misinformation-FINAL--December-22-2022.docx.pdf>
- (i) 1. ニュージーランド
Meta (Facebook & Instagram) 以外の署名者は以下のとおりです。： Google (Youtube) 、Twitter、TikTok、Twitch
2. オーストラリア
Meta以外の署名者は以下のとおりです。： Adobe、Apple、Google、Microsoft、Redbubble、TikTok、Twitter

山本構成員

- 質問先：Meta Platforms, Inc.
- 質問内容：オーストラリア、ニュージーランドでは行動規範が策定されており、これがバランスのとmis/disinformationへの対応を促しているというお話だったと思うのですが、①行動規範の策定にかかわっているアクター（META以外の参加者）、②行動規範を策定しようとするに至った動機や背景（政府がプロモーターになったのか、など）、③行動規範がどの程度遵守されているのか、を伺えればと思います。

回答（続き）

- (ii)自主的規範を策定した動機・背景は、以下のとおりです：

1. ニュージーランド

ニュージーランドではオンライン上で懸念されるさまざまな有害コンテンツに対処する必要性が高まっていたことを受け、オンライン上の安全性に焦点を当てたNGOであり有害デジタル通信法（HDCA）の指定報告機関であるNetsafeの主導により、自主的規範の議論が開始されました。このような試みを効果的に成功させるためには、産業界、市民社会などのステークホルダー、そして政府との協力が必要でした。この規範の目的は、ニュージーランド人の安全確保を高め、オンライン上の有害なコンテンツを減らすためのベストプラクティスの自己規制フレームワークを提供するために、一連の原則と約束の下に業界をまとめることでした。また、政府がコンテンツ規制の枠組みを更新しようとしていたところ、内務省によるコンテンツ規制の見直しに対応させる機会でもありました。

2. オーストラリア

この自主的規範は、デジタル・プラットフォーム調査委員会の「デジタル時代の規制：政府の対応と実施ロードマップ」で示された政府の方針を受けて開発されたもので、政府は主要なデジタル・プラットフォームに対し、ディスインフォメーションやニュースコンテンツの信頼性シグナルに関する懸念に対処するためにプラットフォームが行うことを概説する自主的な行動規範の策定が求めるものでした。また、本規範は、豪通信メディア庁（ACMA）が「Misinformation and News Quality on Digital Platforms in Australia」で提示したガイダンスも考慮に入れています。

- 本規範は業界の自主的規範ですが、ACMAは、署名した企業が本規範を遵守するために十分な努力をしているか、また、2年ごとのレビュー（本規範の7.8項に規定）を通じて本規範を進化・強化させるための積極的な監視の役割を担っています。

<https://treasury.gov.au/sites/default/files/2019-12/Government-Response-p2019-41708.pdf>

[https://www.acma.gov.au/sites/default/files/2020-](https://www.acma.gov.au/sites/default/files/2020-06/Misinformation%20and%20news%20quality%20position%20paper.pdf)

[06/Misinformation%20and%20news%20quality%20position%20paper.pdf](https://www.acma.gov.au/sites/default/files/2020-06/Misinformation%20and%20news%20quality%20position%20paper.pdf)

山本構成員

- 質問先：Meta Platforms, Inc.
- 質問内容：オーストラリア、ニュージーランドでは行動規範が策定されており、これがバランスのとmis/disinformationへの対応を促しているというお話だったと思うのですが、①行動規範の策定にかかわっているアクター（META以外の参加者）、②行動規範を策定しようとするに至った動機や背景（政府がプロモーターになったのか、など）、③行動規範がどの程度遵守されているのか、を伺えればと思います。

回答（続き）

- (iii) 規範への準拠
- コンプライアンスを徹底するためには、まず透明性を確保し、自主的規範のガバナンスの枠組みにおいて役割と責任を明確にすることが重要です。
- オーストラリアとニュージーランドの両規範は、透明性に支えられています。この透明性とは、すべての署名者が、当該規範に関連するコミットメントに関する年次透明性報告書を提出・公開することを約束したものです。年次透明性報告書は、一般市民、ジャーナリスト、市民社会、政府関係者に、署名者の取り組みを精査し、改善が必要な箇所を指摘する能力を提供するものです。さらに、報告書は、規範施行の責任者が任命した独立した第三者による評価の対象となります。
- 加えて、両規範の監督機関が設置され、定期的に会合を開き、署名者の行動を確認し、規範の約束をどのように果たしているかを監視することが義務付けられています。
- ニュージーランドの自主的規範において、監督機関は、規範に繰り返し違反したり、規範の公約から大幅に逸脱したと評価される加盟者について、その社名を公表したり、抹消したりする権限も持っています。
- オーストラリアの自主的規範では、透明性報告書はACMAの審査対象となります。ACMAは、内容の修正または加盟者に対して努力の強化を要求したり、署名者が期待に応えられない場合はその内容を調整することができます。

山本構成員

- 質問先：Meta Platforms, Inc.
- 質問内容：META様は監督委員会を設置しており、コンテンツモデレーションの妥当性を独立した立場で審査していると聞いていますが、この監督委員会の審査は、mis/disinformationのモデレーションについても有効に機能しているのでしょうか。Mis/disinformation対策における監督委員会の役割について伺えればと思います（同対策としても、独立した機関のチェックは必要でしょうか？）。

回答

- 監督委員会は、Facebook（現Meta）がオンライン上の表現の自由をめぐる最も難しい問題（何を取り下げ、何を残すか、なぜ残すか）に答えるのを助けるために作られました。
- 監督委員会は、独立した判断により、利用者の表現の自由に対する権利を支援し、それらの権利が十分に尊重されているかどうかを確認します。監督委員会は、弊社が行ったコンテンツに係る決定を審査し、会社がそのポリシー、価値観、人権へのコミットメントに沿った行動をとったかどうかを確認します。監督委員会による審査には、ミス/ディスインフォメーションを含む多様な種類の有害なコンテンツに関するコンテンツに係る決定が含まれます。監督委員会は、弊社の決定を覆すか支持するかを選択することができます。弊社のコンテンツに係る決定を支持又は覆すという監督委員会の決定は、拘束力を持っており、弊社は、それを実行することが法律に違反する可能性がない限り、実行しなければならないことを意味します。弊社は、「ポリシー諮問意見」を通じて、より広範な政策について理事会に指導を求めることもできます。
- 監督委員会は、ミスインフォメーションに係るコンテンツに関する決定を公表しており、COVID-19に係るミスインフォメーションポリシーに関する弊社のポリシー諮問意見への要請も下記URLで御覧いただけます。
<https://www.oversightboard.com/decision/FB-MP4ZC4CC/>
<https://www.oversightboard.com/decision/FB-B6NGYREK/>
<https://www.oversightboard.com/decision/PAO-SABU4P2S/>
- 監督委員会は、既存のコンテンツ審査プロセスの単純な延長として設計されているわけではありません。むしろ、非常に象徴的な事例を選んでレビューし、その決定が弊社の表明した価値観や方針に従って行われたかどうかを判断するものです。人員体制が整えば、理事会は多様な分野と背景を持つ世界中の40人のメンバーで構成される予定です。